昭和四年四月十五日第三種野県物認可留地の年四月十五日第三種野県物認可知地、金曜日薨行(但休しと当るときは翌日)

◇監查公告 目

次

の結果公表昭和三十年度に係る各地方事務所の定期監査

査 公

監

## 鳥取県監査公告第百四十六号

係る各地方事務所の定期監査を執行したので、 地方自治法第百九十九条の規定に基き、 昭和三十年度に その結果

を次のとおり公表する。

昭和三十一年六月七日

同

同

鳥取県監査委員 大 山

松

本

本

四 利 夫 郎 治

ととは事業の滲透、

徹底上効果的な面があると考えられ

監 査箇 司 所

西部地方事務所 中部地方事務所

> 近 行 藤 年 月 Ħ

昭和三十一年四月 九日

四月十九日

及ぼす影響等も特に、 準備及び整理状況並びに廃止によつて行政上直接県民に 回の監査は、各種事務、事業の執行状況のほかその引継 の改革に伴つて全廃されることに決定しているので、 としてその機能を発揮してきたのであるが、県行政機構 地方事務所は、県行政の第一線をになう総合的行政機関 考慮して実施した。 今

その結果事務の執行並びに運営指導については進歩の 処理せしめる必要性が必至であり、機構が糸統化される おいても引続き単独事務所を設置して第一線事務を担当 が見られ、この点地方事務所に与えられた職責完遂に いての努力は多とするものがある。 しかしながら民生、 山林、耕地及び渉外関係は廃止後に 0

(Fr

報 (号外) 第86号

公

の或い

あるので、

これらの事務引継については、

事務継承機関

重要懸案事項で未解決となつている事項等が

特に慎重を期し過去の監査指摘事項についても再確

その促進解決に一層努力を傾注されんことを強

進を図るべきで

民生課関係

3

鳥 取 県 公 報(号外)第36号

に徹底的実施して

なお合併町村の財政指導は、 あ るので関係当局 いたことは結構である。 は一層努力され 本年度全般並びに抽出 たい。

的

経済課関係

経済団体の組織強化を図るため、

農業振興計画の推進について県は強力に実施すると

産振興等なお一層の努力が必要と認められる事項が少 いたが、 検査指導或いは総合農業助成事業の推進等に努力して 体に即する地方の総合的農業振興対策を樹て積極的推 くないので、 特に農業技術の改善、特用作物の振興及び畜 県はこれらの第一線の状況を再確認し実 農業団体の統合促進

なお農業経営面の改善についても特に留意され た ()

Ξ

生活保護の適正措置と業務の円滑な推進を図る

た

査察指導を強化すること。

殊に困難

スに

ついて査察指導員は地区担当員と同

四

見て合併促進は勿論、 ので、 るけれ 重考究善処すべきである。 極的な方針により空白の生じないよう充分配慮すること であり町村自治の向上発展に努力してきたいきさつか 営並びに農村振興諸施策の指導助長等については遺憾 また事業関係についてもそれぞれ従来から経緯のあるも がもつとも緊要と認められるので、 は総合性の喪失特に町村合併前後における行財政指導運 がら不徹底、かつ不経済となる面が少くないと思われ 殊にこれまの地方事務所が管下市町村のよき推進 今後の推進については特に万全を期する必要があ ども 会計事務の分散による出納職員の増置或 町村健全財政確立等についても積 県当局はこの点、 カ る な Ġ 7

結合は、 先機関の連絡協議会は、 されたい。 あるので、 が、各出先機関の執行する行政事務の有機的連絡協調の

西部地方事務所

県行政効率化のため最も強く要請せられる処で 地方事務所廃止後との点県において特に留意

昭和三十 年四 月 九日監査

同

監査委員 近 松 本 藤

伝

\_

治

大 西

節 夫

四 郞

本

同 同

山

総務課関係

奥日野、 米子周辺等の町村合併について県は、 強力

げていたが現在残されている奥日野及び米子周辺並び 本年度合併促進については、鋭意努力し合併成果を挙 に逢坂村における合併促進は引続き推進を要すべきで

に推進すること。

おける出

なお従来から地方事務所を中心とする各地区に

要望する次第である。

いるが、その指導記録その

他の経

で、

今

し指導に当つて

後事務継承個所長は査察指導における指針或いは示唆 等について配意に欠げ実態が不明確であつたの 等は詳細に記録せしめ保護の適正効率化を図ると共に

訓練の効果を実地に反映し更生の措置指導が秩序整然

即ち本年度における事務指導は保育所施設二七ケ所 所(一回宛)で一三ケ所は未実施であつたの ほか一ケ所手続中)に対し指導、 と実施されるよう留意されたい。 措置費の適正使用等事務的指導を強化せ 児童の保護の適正を期する面からこれらの検査並 児童福祉施設の指導監督の徹底を期する 検査実施数は一 しめるよう ح で 四 びに 収容 主 ヶ

されてい に配意され 償還事務に忙殺され貸付後の事後指導がほとんど実施 管当局は配意されたい。 母子福祉資金貸付その他運用について配意すること ないので事後指導の徹底を図り資金の効率化 た

国民健康保険再建促進指導が不徹底で あ つた。

その実績とそ自ら区々であつた

0

公 報 (号外) 第36号

ち本年度における生産検査は六七〇、

五八五俵で移出

木炭検査は一層厳重に

するよう注意しておいた、

即

中部地方事務所

昭和三十

年四月

九日監査

5

報告数との不突合のものもあり、

未検査の

ものも相当

つき

これ

が事務継承個

所

K

検査は三七三、

四九〇俵を実施しているが取扱数量

Ł

事務継承関係当局においても強力な推進が肝要と認め 江府町 溝口町 施であるので、 新町全体に互らず米子市、境港町ほか八ケ町村は未実 管内市町村中活動町村は (旧江尾町) は昨年十月一日に再開してい (旧溝口)伯南町(旧山上村)は本年一月一日、 その促進指導に一層積極的に努力し、 一二町村であ る が ح の う るが 5

Ŧī. 引継するよう注意して置い 等慎重を期すべきものがあつたので適正な処理を行 態はあく不徹底による収入額の算定が適確でないも 費の差引額が殊更に一致していない であつたが、負担月額の算出に当り収入額と修正生活 五万九千余円の調定額に対し収入済額は僅か六万余 児童福祉施設人所児童措置費弁償金は三月末現在 た もの或いは生活実 1,5 0 Щ

木曜日 鳥

## 農地課関係

きものは繰越手続を取り、 農地開拓、土地改良、災害復旧の各種事務事業は逐 引継準備中であるが特に、 完成工事については検査完 事業が年度内完成見込な

> されたい。 ので、この点事務継承関係個所並びに主管当局は善処 売渡等入植者に対する根本的重要問題が山積してい 継事項も整備していたが、 る対策、入植地道路網の整備、 地配分等に対しては遺漏のないよう引継ぐこと。 個所並びに勧告土地確認検査、開拓財産売渡、 工事における施越工事 了し支払整理事務となつて 入植者の経営自立態勢確立については鋭意努力 し処理するよう注 (指令前) 意して置いた。また災害復 中でも経営不振組合に対す いた 電気導入及び国有地 Ø 及び査定承認未施工 で、 か に検査復命 現地土 る Ø

あり、 実状のまま引継ぎ善処すること。 手しているが確認事務に慎重を期し継承事務所 災害二件、二八年災害一一〇件、 災害復旧事業の中査定を完了しているものが二七年 その内二七年災一件、二八年災一八件指令前着 二九年災害二〇件が K 対

森林土木工事にかかる各種事務事業の引継準備 は鋭

励行するようせられたい 督日誌等が不完備であつたので事務継承個所は厳重に 事業の進行状況及び引継限界について一層明確に処理 意整備中であつたが、 するよう注意をして置いた。なお工事台帳の整備、 九 ケ所の工事が繰越事業となつているので、 特に本年度は崩壊地復旧事業外 0 c N 監 , 5

お

いても検査の励行に努力すると共に薪炭指導の運営

業経営の運営に再検討すべきものが認められた。 たので、 造林育成に支障を生じている実状も見らけられ、 即ち年々造林面積の拡大を計るのみに が造林指導に当つては種苗の改善、 おける管理育成の指導が等閑視される傾向 造林経営の総合的運営に当り考究すべきもの 事務継承個所においても検討されたい 造林地の選定等林 して、 こが強く真の 造林後に があ され 0

木曜日

鳥

取 県

涉外課関係 状であるので、 し営業しているが、 保基地駐留軍労務者失業対策本部が設置されて に遺憾なきを期せられ 一層関係機関と連けいを密にし、その推進を図られ 望まし O 駐留軍労務者の失業対策の推進機関と 事務の引継書類は整備してい なお現在解雇者が自己経営並びに企業組合を組織 県としても資金の融資斡旋に 何れ た も事業資金に困 65 た。 して鳥取 第して 層 65 15 配意 る現 るが 心県美

た

監査委員 同 百 近 Щ 本 伝 几 利 一郎治

総務課関係

すなわち検査の結果、計画的事業計画の樹立による運

施設、設備の充実強化、地域差の解消問

Ξ

児童福祉施設の指導監督特に実地検査の結果

K

8

線の現状を再確認し実体に即するよう、

その推進

を

620

望む。

していたので、

配置換、

資格取得等人事当局の善処を

それぞれ地区を担当

四 福祉係十二名中無資格者が二名、 すること。 つたので、事務継承関係当局の善処を望む。 題等、種々考究すべき事項があつたが、これらに対 営の合理化、 ずく指摘事項の措置てん末等の確認が不徹底であつた

る措置、

てん末の確認と適切な事後指導が不徹底で

あ す

木曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第36号

五. るが、 地課関係 いた。 母子福祉資金貸付に伴う事前調査は比較的良好であ 土地改良、 事後指導の徹底につき留意するよう注意して 災害復旧、

報 (号外) 第36号 木曜日 鳥 取 県 公 され 民意の尊重と勧告案の実施に慎重留意し第一段階とし 灘手、栄)の合併促進に困難の面があつたけれども、 本年度倉吉周辺(灘手)及び大栄地区(由良、 町村合併の完全実施に県は一層努力すること。

経済課関係 団体の検査及び指導強化、農林畜産物の出荷体制の確 助長については、 本年度管内農業並びに畜産振興上諸施策に対する指導 概ね適切、 農業振興対策について県は一層努力すること。 いので、県は今後地方の総合的振興対策につき、 畜産振興等 良好と認められたが今後一層努力され 今後 鋭意努力してきていたが、 一層努力を要すべき事項も少く 殊に農業 た 第 11

なお町村行財政指導運営は引続き努力し、その状況は 遺憾であるので、 ら本合併に由良町の同時合併を見られなかつたことは て犬栄町の実現を見たことは結構である。しかしなが たい。 その促進啓蒙について県は一層 配意

> 民生課関係 図るべきである。

大誠、

種々考究すべき点があつたので、これらを合理的且 導と著しく遊離し、 指導員と、地区担当員の訪問によるケース記録が重複 効率的に調整し得るよう、 に考究すべきものがある。すなわち難易度による査察 し効果があまり挙つていないもの、 福祉三法の施行に関する査察指導につ 本来の目的を逸脱しているもの等、 主管当局の措置 が 記載内容が査察指 いて、 望 根本 ま っ

図 透と理事者等の踏切りがその指導の焦天となつている 町村財政の基本的制約もあるが、 開は二十九年度よりの懸案重要事項として推進に努力 0 されてきたが未だ実現の域に達していなかつた。 すなわち管内未実施町村のうち、 国民健康保険再建整備に鋭意努力すべきである。 られ で、 今後も事務継承当局において強力にその促進を た (1 赤碕町、 末端への趣旨普及滲 東伯 町の再

きである。 で口頭処理しているが、 工に遺憾なきを期すると共に工事台帳、監督日誌を励 継承個所においては、 が強く、監督施工に支障を来している現状につき事務 なお内務事務に忙殺され現地指導が不徹底になる傾向 は し業務遂行の指針とされたい。 特に慎重を期するよう注意して との点十分に検討の上、 正式手続により適確を期 続により適確を期すべる。また手直工事を現地 お いた。 工事施

るが、 を得るべく格段の配意を望む。 局は早期着工を図るよう、 ためしばしば閉塞し、土地改良等総合開発に支障を来 排水改良事業が県営事業として現地測量を実施 して実施しているが、 東郷湖総合開発につい ている実状に とくに橋津川河口 つき、 こ れ 事務継承機関はもとより、 には海流、 ては、 主管省を始め関係者 が計画の一還である橋津 前年度より継続事業と その他により漂砂の して 0 協力 県当 111

継 お Ξ 土地改良、

準備は鋭意努力して 1, たが、 開拓事業等の事務事業の引 これが引 継限界 K 0 15

て

内完了とな

うて

ĸ

Þ

カン

かわ

5

ず

未検査のた

め

繰

開拓事業等の繰越事業の中、

工事は年度

社会福祉主事有資格者の充員について県当局は配意

8

山林課関係

Ξ 出し 諸般の施策を講じた結果漸く各組合とも再建策に乗り 力を望む。 退せしめないよう事務継承個所において一層積極的努 組合が近く合併する予定であつたので、 特に慎重を期するよう注意しておいた。 するものがあつたので、 関係確認事務は、その引継限界について一層巖格を期 くほか完了していたが、 て県の権威にかかわることのないよう引継に当つては、 県行造林に対する地上権設定に当つては、 事務引継書類は鋭意準備中であつたが、 管内森林組合の育成強化については、 合併気運に向きつつあつて中でも三徳、小鹿両 前回も指摘したとおり、 いやしくも形式的確認に終つ この意欲を減 特に努力し、 中でも造林 一部を除 昭和

発 行 日 火、 金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

印 発

OF. 縣 鳥 鳥 鳥取鳥取 市 113 取東 東 MT arj 縣 取

腁

いるので、 二十六年度施行分が未設定であつて相当年月を要して 15 事務継承個所においてその促進を図られた

EIJ

闒 縣